

平成25年双葉町議会第1回定例会行政報告

平成25年第1回双葉町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から2カ年が経過致しました。

これまで全国から町にお寄せいただいておりますご支援とご協力に感謝を申し上げます。

また、震災さらには避難中に亡くなられた方々の無念を思い起こし、改めてご冥福をお祈り申し上げます。

さて、私事、この度の町長選挙において町民のみなさんの信任を受け、当選させて頂きました。町は、いま様々な課題を抱えております。今後、町民の皆様方の生活再建のための賠償はもとより住宅や医療、健康対策をはじめ、一日も早い本町の復興・復旧に向けて決意を新たにして取り組む覚悟であります。これら課題の克服のためには、議会の皆様のご理解とご協力がなければ到底なし得えないと考えております。

今後とも、どうかご指導をよろしくお願い申し上げます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告致します。

昨年12月中旬から全国各地の、借上げ住宅並びに親戚宅及び仮設住宅、避難所等で避難生活をしている町民の皆様方に、生活の一部として食料品の物資をお送りいたしました。

今回の物資の発送については、世帯でも別々に避難生活を送っているため、避難生活戸数3343戸に、町商工会に委託し順次発送いたしました。

届けられた物資に、多くに町民の皆様から御礼のお電話をいただきました。

また、平成25年度も引き続き実施いたしたく、当初予算に計上しましたので、よろしく願いいたします。

1月5日は、郡山市のホテルにおきまして、「平成25年 双葉町成人式」が挙行されました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難され、毎日辛い思いで避難生活をしいられている中、54名の新成人の皆様が出席されました。

多数の来賓の方々の前にして、新成人者からは、ふるさとの復興に向けた意見が出されました。

1月12、13日の両日、いわき市南台応急仮設住宅内で、双葉町の伝統祭事の「ダルマ市」が、双葉町消防団第二分団員の有志の方々でつくる「夢ふたば人」によって行われました。「古里の誇りを絶やさず、未来につなごう」と、ダルマ販売や多彩な催しが開催されました。

今回で2回目となりますが、両日とも天候にも恵まれ、県内外に避難している町民の皆様や、近隣の方々が来場されました。また、植田町商工会及び植田勿来ボランティア団体などの出店をいただき、2日間で約5000人の来場者で賑わいました。

これからも、町民パワーを発揮していただき、町の伝統祭事が継承できるように、町としても支援をして参ります。

1月19日から21日まで、いわき市をはじめ4方部において町政懇談会を実施してまいりました。懇談会の中心として、区域見直しと損害賠償、仮の町、中間貯蔵施設など、たくさんのご意見、要望をいただきました。

昨年の東日本大震災及び原子力災害から2年が過ぎてしまい、町民の皆さんには先の見えない避難生活で大変ご苦勞をされており、皆さんの要望にできるだけ早く答えられるよう、政府等に対して強く求めて参りたいと思います。

町内の復旧に向けた取組については、警戒区域内への公益及び一時帰宅に伴う、立入地区への連絡道路等の確保のため、福田迫・羽鳥線ほか5路線の応急補修工事を実施しております。

また、余震や降雨雪、強風等の影響で一般町道等の路面確認のため、2月5日及び3月4日に調査を実施する等、定期的な巡回を行い、立入バス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めております。

現在実施中の7巡目の一時帰宅につきましては、これまでと同様に事業者などの帯同も可能なマイカー及びバスでの立入りを実施しております。

6巡目までの累計実績数は、1万583世帯、2万4441人の方が一時帰宅を行っております。

又、今回の7巡目の実績については、2月23日現在では、マイカーでの立入りが260世帯、636人の方が立ち入りを行っております。

今年度の一時帰宅は、3月24日で終了となりますが、原子力災害対策本部の方針では、新年度の第8巡目は5月頃になるものと思われま

す。東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、これまで平成23年度と平成24年度の合計で112件3億3500万円をお支払いしております。

また、双葉町地内の放射線量を町独自で測定を依頼し、その結果を、福島県の放射線量集計システムを利用して公表を行っております。

今後も引き続き、各機関の測定結果並びに町独自の測定結果により町内の汚染状況の把握に努めてまいりますので、今後も関係者各位のご協力をお願いするところであります。

役場仮庁舎の建築につきましては、2月20日に建築物確認済証の交付を受けて、着工を致しました。建物構造は、軽量鉄骨造、2階建て、建築面積は、694.76㎡、延床面積は、1372.42㎡であり、現在は、準備工事を経て本工事を行っており、6月上旬の完成を目指しております。

去る3月2日には、東日本大震災から2周年を迎えるにあたり、いまだに警戒区域である双葉町の下条地内において、津波に被災され亡くなられたご遺族の方々を始め、双葉町議会議員の皆様、消防、警察関係者の皆様のご参加を頂き、双葉町追想式として慰霊碑の除幕式並びに追悼式を行い、復興への誓いを新たにいたしましたところであります。

尿による内部被ばく検査の実施につきましては、福島第一原発事故に伴い、町民の内部被ばくへの心配が依然としてあることから、検出限界値が低いとされる尿による内部被ばく検査の実施を実施することといたしました。昨年12月から実施し730名の方が検査を受けられました。

39歳以下の方の甲状腺検査についてですが、双葉町では、全国に避難されている39歳以下の町民を対象として、医療機関の全国組織に検査を委託しております。その組織の実施可能な加入医療機関で、昨年12月から検査を実施しております。

健康手帳につきましては、福島第一原発事故で大気中に放出された放射性物質による被ばくと、健康被害との因果関係を明らかにするための大切な記録を残すことを目的としております。平成23年3月11日現在双葉町に住所を有した方に2月末から順次発送を行い、3月中旬に発送を完了したところです。

ホールボディカウンターによる町民の方の内部被ばく検査についてですが、3月8日現在で2498名の方が受検されております。内訳ですが、福

島県が一昨年から実施している検査で1503名、双葉町が協定を結んでいるひらた中央病院での検査で208名、双葉町が旧騎西高校で昨年8月1日から実施している検査で787名の方が受検されております。双葉町では現在、随時検査の受け付けと検査を行っております。

これまで国の原子力災害対策本部と協議を進めてまいりました双葉町の避難指示区域並びに警戒区域の見直しにつきましては、先月中旬に見直し案が提示され、これを受けて双葉町議会への説明、行政区長会での説明を経て、国主催による住民説明会を開催して頂き、県内6市をはじめ、述べ10カ所951名の出席を頂き、数多くの意見を頂戴いたしました。

なお、見直し案で避難指示解除準備区域となっております両竹地区・浜野地区につきましては、第2回目の説明会を今月16日に開催させて頂きました。

原子力事故からの生活再建の難しさと賠償責任について、今後も東京電力株式会社はもとより、国の各方面へ強く訴えてまいりますので、よろしくご支援をお願いするものであります。

双葉町復興まちづくり計画案については、その策定に向けて、双葉町復興まちづくり委員会において、精力的な審議が進められております。

委員会は、これまで9回開催され、双葉町復興まちづくり計画の基本的な考え方、「仮の町」を中心とした当面の生活拠点の在り方、双葉町の帰還に向けた条件や町の土地の復旧・復興の在り方、双葉町の歴史・伝統・文化の継承や現在及び将来にわたるコミュニティの維持の在り方などについて、議論を重ねてきております。

2月6日の第9回委員会において、双葉町住民意向調査の調査結果と、「7000人の復興会議」における町民の意見・提案のとりまとめの報告を行いました。現在、住民意向調査及び「7000人の復興会議」における町民の意見・提案について計画案に反映できるよう整理・分析をしているところですので、その結果を踏まえて、委員会において計画案のとりまとめの審議に入りたいと考えております。

委員会には、5月頃を目途に、計画案のとりまとめをいただきたいと考えており、委員会から町長に対して復興まちづくり計画案の報告があったのち、町議会や町民の皆様のご意見を伺った上で、双葉町復興まちづくり計画を決定したいと考えております。

双葉町住民意向調査についてその結果の概要を申し上げます。

昨年12月20日から本年1月8日にかけて、双葉町、福島県、復興庁との

共催で、中学生以上の双葉町全住民を対象に双葉町住民意向調査を実施いたしました。今回の住民意向調査は、町外における生活の拠点の在り方など、今後の双葉町の復興を検討する上で必要となる、町民の皆様の意向を把握し、避難生活中的生活環境の整備や長期避難者に対する施策の具体化のために調査を実施したもので、回収人数が3710人、回収率は59.0%となりました。

調査結果の主なものでは、まず生活再建の場所を選択するのに重視する条件として、「放射線量が十分に低いこと」、「希望する形態の住宅が確保されること」が回答者のそれぞれ約4割を占めております。

また、仮の町に対する考え方として、「仮の町に移り住みたい」が全体の約6%、「現時点では判断できないが、仮の町の具体的な姿が示されれば移り住むことを検討したい」とする方が全体の約半数いる一方で、「仮の町ができて仮の町に住むつもりはない」方も、約4割おられました。

さらに、双葉町への帰還については、「自宅の補修・再建、インフラの復旧が終わればすぐに戻りたい」「条件が整えば戻りたい」をあわせて、帰還の意向を持つ方が回答者の約4割、「現時点でまだ判断がつかない」が約3割となる一方で、「そもそも双葉町へ戻りたいとは思わない」とする回答も約3割ありました。

復興まちづくり計画案の策定に当たり、町民の皆様の意向が十分に反映された計画とするため、「7000人の復興会議」を昨年8月から実施してきました。ワークショップ形式の会議、インターネット会議、まちづくりマイノートの配布という3つの手法を用いて、丁寧に町民の意見・提案の吸い上げに努めたところ、1月までに延べ1110名の町民から、6563件の意見をいただきました。復興への思いから、今後住みたい場所の考え、コミュニティの維持に向けた考えなど、単なるアンケート調査では得られない多様で示唆に富む町民の率直な意見・提案が得られました。

「7000人の復興会議」で得られた意見・提案は、さきほどの住民意向調査とあわせて、整理・分析をしているところであり、今後、これらの町民の意向・意見・提案を踏まえて、復興まちづくり委員会において、双葉町復興まちづくり計画案のとりまとめをいただきたいと考えております。

原子力損害賠償については、昨年7月の新しい賠償基準の公表以降、双葉郡8町村が連携して、国・東京電力に対して、財物賠償の早期実施を求めてまいりました。2月26日には、土地、建物に関する賠償請求手続きの一環として、町から土地・建物の固定資産税の納税義務者に対して固定資産課税台帳登録事項明細書を送付しました。納税義務者がこの明細書を東京電力に直接送付することにより、東京電力による賠償額の算定が可能になり、具体の賠償請求手続

きが開始されることとなります。しかしながら、土地のうち田畑、山林の賠償基準や、地震・津波被害を受けた建物・家財の取扱い、登記未了物件の取扱いなどが決まっておりません。双葉郡8町村と連携して、国・東京電力に対して、これらの未了事項を早期に解決し、一刻も早く町民の皆様の財物賠償が進められるよう求めてまいります。

さらに、賠償基準は、あくまで最低基準を定めたものと理解をしております。そのため、東京電力に対して、町民の皆様の被害実態に沿った賠償を進めるよう求めるとともに、福島県、双葉郡8町村など被害自治体と連携して、国と東京電力に対して、原子力損害賠償基準の改善を引き続き求めてまいります。

また、避難生活に伴う精神的損害の取扱いや、土地・建物・家財の賠償など、賠償が本格化するにつれて、法律の専門家の支援が必要になると考えられますので、今後も、双葉町弁護士との連携を図ってまいります。こうした取組を通じて、原子力損害の完全賠償と町民の皆様への早期支払いを強く求めてまいります。

最後に本定例会に提案致しました、案件について申し上げます。

条例の制定が9件、条例の一部改正が7件、平成24年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が5件、平成25年度一般会計予算及び特別会計予算が7件、諮問が1件、合わせて29件となりますので、慎重なるご審議を頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。